



労組周辺動向 No.121

2021年9月3日現在

1. 法・政策

(1) 教員免許の更新制廃止へ 人手不足や負担増の一因と不評

教員免許に10年の期限を設け、更新前に講習を受けないと失効する「教員免許更新制」について、萩生田光一文部科学相は23日、早ければ2023年度から廃止する方針を表明した。教員の資質確保を目的に第1次安倍政権時代に法改正され09年度に始まったが、教員不足や負担増の一因と指摘されていた。文科省は来年の通常国会で廃止に必要な法改正をし、23年度にも新たな研修制度を始める。それまでに期限を迎える免許は更新の必要がある。

(2) 北海道・愛知など8道県追加 緊急事態宣言 合計21都道府県に

政府は24日、新型コロナウイルス対策として東京など13都府県に発令中の緊急事態宣言について、北海道、宮城、岐阜、愛知、三重、滋賀、岡山、広島の8道県を追加する方針を固めた。「まん延防止等重点措置」は高知、佐賀、長崎、宮崎の4県を追加する。期間はいずれも27日から9月12日までとする。

(3) 最低賃金：全国加重平均額は前年度から28円増え930円に

「令和3年度地域別最低賃金改定状況」 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimum_ichiran/index.html

(4) 男性版産休、22年10月に導入 夫の育児休業取得を促進

厚生労働省は30日、夫の育児休業の取得促進を目的とした「出生時育児休業(男性版産休)」の導入を来年10月1日と決めた。6月に成立した改正育児・介護休業法に基づき、省令案の要綱を労働政策審議会(厚労相の諮問機関)分科会に諮問し、大筋で了承された。

男性版産休は、子どもが生まれてから8週間以内に、計4週分の休みを取れる。夫のみ利用することができ、2回に分けて取得できる。休業期間中の就業を可能とする労使協定があり、かつ本人が申し出た場合には、休業期間に所定労働時間の2分の1を上限に勤務することもできる。

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案要綱(令和4年10月1日施行予定分)(諮問)」 厚生労働省 第40

2. 法違反・闘い

(1) 違法な時間外労働 厚生労働省が立ち入り調査の事業所の37%

厚生労働省が昨年度立ち入り調査を行った全国2万4000余りの事業所のうち、違法な時間外労働が確認されたのは、37%に上ったことがわかった。

このうち1か月の残業が80時間を超えるケースが確認されたのは2982か所、率にして33.5%で、150時間を超えるケースがあったのは419か所、4.7%あった。

厚生労働省によると、小売業の中小企業では労使協定を結ばずに1か月に235時間の時間外労働をさせていたことが確認され、労働基準監督署が直ちに改善するよう是正指導を行なった。

「長時間労働が疑われる事業場に対する令和2年度の監督指導結果を公表します」 厚生労働省労働基準監督課 2021年8月20日

<https://www.mhlw.go.jp/content/11202000/000667303.pdf>

(2) 「無休で昼夜勤務」会社に2500万円支払い命令 福岡地裁支部

3年以上休日なしで昼夜連続して働いていたにもかかわらず、残業代や休日賃金が支払われなかったとして、触法障害者らを受け入れる福岡県行橋市の就労支援施設の元職員2人が、運営会社に未払い賃金など計約3470万円の支払いを求めた訴訟で、福岡地裁小倉支部は24日、会社側に約2583万円の支払いを命じる判決を言い渡した。

原告は、「グローバル」（樋口朋宏代表）が運営していた就労移行支援施設「おしあん」で2014年11月～18年4月に勤務した男性（35）と、15年1月～18年10月に勤めた男性（32）。判決によると、2人は日中、施設で働いた後、夕方から施設の利用者らが入居する苅田（かんだ）町のグループホームに泊まり込み、土日も含めて入居者に対応していた。しかし、午後5時以降と土日の分の賃金は支払われなかった。

会社側は「元職員は時間外労働をしておらず、グループホームでの寝泊まりは個人的な都合」と主張したが、判決は元職員が入居者の対応をするよう代表から指示を受けたと認定。「夕食の配膳や入浴の介助などをしており、必要があれば（夜間も）入居者への対応があるといえる」として午後5時以降と休日の元職員の行為を労働にあたりと判断した。

(3) 令和2年に外国人技能実習生の実習実施者に対して監督指導を行ったケースのうち、労働基準関係法令違反が認められたのは70.8%

「技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況（令和2年）」 厚生労働省労

3. 情勢・統計

(1) 派遣ALT「続けられぬ」 1年契約年収200万円 コロナ禍で副業難しく

北海道内の小中高校に勤務する外国語指導助手（ALT）が、不安定な雇用環境の改善を求めている。国は英語教育を充実させるためにALTの活用を推進するが、多くの自治体は財政的な理由から非正規雇用の民間派遣を利用することが多く、札幌市は7割が1年契約の「派遣ALT」だ。年収は200万円程度と少ない上、長引くコロナ禍で副業も難しくなり、ALTからは「やりがいのある仕事だが、このままでは続けられない」との声も漏れる。

あるALTの契約は1年ごとの更新で、ボーナスはなく、年収は約230万円。以前の勤務先だった英会話教室より「本給」は少し増えたが、月5万円ほどあった英会話の個人レッスンの「副収入」はコロナ禍の生徒減少で約2万円となり、家計はかつかつのままだ。「ALTになって日本の子どもの英語力を向上させたいという気持ちは強くなったが、今の収入では大学進学を希望する長男の学費も出せない」と悩む。

ALTの雇用形態には《1》国の交付税措置で「初年度336万円」の給与や昇給が保証される外国青年招致事業（JETプログラム）《2》市町村の直接雇用《3》民間業者との派遣契約—などがある。直接雇用も多くは非正規だが、財政負担はJETや民間派遣と比べると高め、どれを選択するかは自治体の判断だ。

札幌市教委が本年度に雇用したALTは126人。このうち35人はJET、残る91人は民間ALT派遣業「インタラック北日本」（盛岡市）との委託契約で確保した。市教委は「直接雇用は財政的に厳しい。JETも費用負担は低い、自治体が生活ルールを教えるなど日常生活まで支援する必要がある、簡単には人数を増やせない」と、民間派遣に頼らざるを得ないと漏らす。

札幌市の派遣ALT約10人は、個人加盟できる労働組合「札幌地域労組」に入り、雇用条件の改善を訴えてきたが、市教委は今年3月、「直接的な雇用関係にはない」として団体交渉を拒否した。インタラックも「雇用条件は市教委との契約に従った結果」と説明した。

外国語指導助手（ALT=Assistant Language Teacher） 小学校の外国語活動や中学・高校の英語授業で教員を補助する指導員。教員免許や資格は必要ない。文部科学省によると、2019年度は全国で1万9729人。雇用形態はJETプログラム5117人、直接雇用3656人、派遣契約4490人など。道内の19年度の人数は計592人。

(2) 佐賀県、性的少数カップルの認定制度 県単位では九州初

佐賀県は27日、LGBTなど性的少数者のカップルを公認する「県パートナーシップ宣誓制

度」を導入した。カップルが宣誓して県の受領証を受ければ、県営住宅に入居できるようになるなど、生活上の障壁を減らすことができる。県によると、都道府県単位では九州で初、全国で4例目の導入になるという。

(3) 世界人口の半分以上 社会保障なし

ILO＝国際労働機関は1日、世界の半分以上の人が失業手当など社会保障が全くない状況に置かれていると発表した。

ILOの報告書によると、2020年時点で世界人口の47%が失業や労災時の保険、年金、障害者手当など社会保障措置の少なくとも一つを受けているのに対し、残る53%にあたるおよそ41億人は全く受けていない。

地域間の格差も顕著で、ヨーロッパや中央アジアでは84%の人が少なくとも一つの社会保障措置を受けているのに対し、アフリカでは17%にとどまっている。

新型コロナウイルスの感染拡大で先進国と発展途上国の間の格差は広がる傾向にあり、ILOのガイ・ライダー事務局長は「世界が未曾有の危機に直面する中で、社会保障の重要性が明確になった」とコメントしている。

More than 4 billion people still lack any social protection, ILO report finds

https://www.ilo.org/global/about-the-ilo/newsroom/news/WCMS_817653/lang-en/index.htm